

後期高齢者医療制度のお知らせ ～保険証（被保険者証）の一斉更新について～

■保険証が新しくなります（水色→黄緑色）

現在ご使用の水色の保険証の有効期限が令和3年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。

7月中に新しい保険証を交付しますので、お手元に届きましたら、**黄緑色**の保険証をご利用ください。

- *新しい保険証の有効期限は、令和4年7月31日までです。
- *紛失したときや、汚れたときは再交付しますので、小平町役場保健福祉課保険係までお申し出ください。

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限	〇〇年 7月31日
交付年月日	〇〇年 7月 1日
被保険者番号	01234567
住 居	広域市連合長1丁目
姓 名	広域 太郎
性 別	男
生年月日	昭和 7年 7月 7日
資格取得年月日	昭和20年 4月 1日
発行期日	昭和20年 4月 1日
一部負担金の割合	1割
保険者番号並びに被保険者の名称及び印	59011000 公印(朱)
北海道後期高齢者医療広域連合	

新しい保険証は黄緑色です

■減額認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)、限度証(限度額適用認定証)も新しくなります

(黄色→橙色)

現在ご使用の黄色の減額認定証および限度証の有効期限が令和3年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。

引き続き交付対象に該当する方には7月中に減額認定証および限度証を交付しますので、8月1日からは橙色の減額認定証および限度証をご使用ください。

新たに必要となる方は、下記の交付要件に該当することをご確認の上、小平町役場保健福祉課保険係へ申請してください。

※有効期間は保険証と同じく1年間です。

*減額認定証の交付対象…次の区分Ⅰまたは区分Ⅱに該当する方

区分Ⅱ	*世帯全員が住民税非課税で区分Ⅰに該当しない方
区分Ⅰ	世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方
	*世帯全員の所得が0円の方
	※公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下の方
	※給与所得がある場合、その金額から10万円を控除
	*老齢福祉年金を受給されている方

*限度証の交付対象…次の3区分のうち、現役並みⅠまたは現役並みⅡに該当する方

現役並みⅢ	住民税課税所得が690万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方
現役並みⅡ	現役並みⅢに該当せず、住民税課税所得が380万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方
現役並みⅠ	現役並みⅢ・Ⅱに該当しない3割負担の方と、その方と同一世帯にいる被保険者の方

新しい減額認定証および限度証は橙色です

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証	
有効期限	〇〇年 7月31日
交付年月日	〇〇年 8月 1日
被保険者番号	01234567
住 居	広域市連合長1丁目
姓 名	広域 太郎
性 別	男
生年月日	昭和 7年 7月 7日
発行期日	〇〇年 8月 1日
適用区分	区分Ⅱ
長期入院認定年月日	〇〇年 8月 1日 保険書印
保険者番号並びに被保険者の名称及び印	59011000 公印(朱)
北海道後期高齢者医療広域連合	

後期高齢者医療限度額適用認定証	
有効期限	〇〇年 7月31日
交付年月日	〇〇年 8月 1日
被保険者番号	01234567
住 居	広域市連合長1丁目
姓 名	広域 太郎
性 別	男
生年月日	昭和 7年 7月 7日
発行期日	〇〇年 8月 1日
適用区分	現役Ⅱ
保険者番号並びに被保険者の名称及び印	59011000 公印(朱)
北海道後期高齢者医療広域連合	

◎問い合わせ先

*北海道後期高齢者医療広域連合
〒060-0062
札幌市中央区南2条西14丁目国保会館6階
☎011-290-5601

*小平町保健福祉課保険係
〒078-3392
留萌郡小平町字小平町216番地
☎0164-56-2111 (内線271・287)